

歴史の足跡

北海道医学教育史年表 (8)

札幌市医師会 小竹英夫

昭和21年(1946)の続き

4. 7 第1次アメリカ教育使節団は、GHQの要請により3. 5来日。鋭意、日本の教育全般につき調査。この日、報告書を公表。

官僚体制の排除、6・3制など、教育一般の民主化を内容とするものであった。

4. 一 この頃、GHQの強い意向として、医専の廃止、医専の大学一本化が表明されていた。

4. 10 婦人にも参政権が与えられた新選挙法による初の衆議院総選挙。婦人議員39名誕生。道内からは、社会党新妻イト、共産党柄沢とし子が選出される。

また北海道から医家議員として、初の有馬英二が当選。

5. 6 医学教育審議会、医師免許の条件として、①インターン制度、②医師国家試験制度の採用を決定。

審議会はまた、医専の学力不足を考慮、医学学修前の予備教育として、来年度は1年間の予科、明後年以降2乃至3年の予科を設置することを定める。

医学教育は大学に一本化、医専は全廃、在校生の卒業を俟って廃校、修業年限1年延長をも決定。

医専を施設の教授内容により、A級、B級に区分。そのため医学視察委員を全国の医専に派遣することなども決める。

6. 一 4月、医学教育改革案が文部省より打ち出され、それによって旭川市は改めて、北大医専、樺太医専、庁立札幌女子医専を合併して、単科医科大学に昇格せしめる案を提出。道選出代議士により、同趣旨の建議案を衆議院に提出、採択される。

7. 1 北海道庁立医科大学設立期成会設立。会長は、前北大総長・今 裕。

8. 10 教育刷新委員会設置(総理大臣所轄・委員長安倍能成、22年11月南原 繁が就任。24年6月、教育刷新審議会と改称)

8. 31 国民医療法施行令の一部を改正し、実地修練制度(インターン制度)及び医師国家試験制度の実施を定める(勅令第42号)。

10. 19 文部省、医学視学委員22名を選出。2名1組で、全医専を視察し、大学昇格の可能性等につき調査せしむ。

11. 1~4 佐藤 彰東北大医学部長、阿部勝馬慶大医学部長、札幌女子医専のA、B級選別及び旭川市の官立医大誘致運動視察のため来道。

11. 3 日本国憲法公布(施行は22. 5. 3)

11. 16 文部省、当用漢字1,850字と、原則として発音どおりに書く現代仮名遣いを告示。

但し、これには矛盾や不合理があり、数回の改訂を経ている。

12. 一 文部省、官立旭川医科大学の設立を計画、市に対し地元負担を要請したが、財政上受け入れられず、頓挫。

この年、戦時中に2年に短縮されていた北大予科の修業年限が、3年に復元(21. 2. 21勅令)された結果、この年学部への進入者がなく、その空白への編入ということで、旧陸士、旧海兵の卒業生、それらの学校の最終学年在学者を人数制限の上、編入試験受験を許可。さらに他学部からの編入、大学卒業生の学士入学、外地からの編入者などの受験・入学が許可される。

北海道帝大予科医類入学者の医学部無条件進入は、この年の入学者が最後で、24年予科修了し学部へ。卒業は昭和28年(医学部第29期)。

昭和22年(1947)

1. 一 道長官・増田甲子七、通常道会に官立医大を旭川に誘致することに、文部省首脳と諒解を得たと説明。

その後、増田長官は第1次吉田内閣の運輸大臣に転じ、その後任には、徳島県知事から岡田包義が就任した。

岡田長官は、道議員代表、札幌・旭川市助役、女子医専校長らを招き懇談。同席上、同長官は旭川市に官立医大を設けることには異議はないが、札幌の女子医専医院については、寄附を受けた際の条件もあり、地元札幌市としても、旭川に移設は不可能。万一、旭川市に官立医大設置とり止めになっても、札幌女子医専の医大昇格は望み難いと説明。

1. 29 文部省に於て、医学専門学校長会議が開かれ、本年3月卒業すべき医学生徒は、一応卒業を見合せ、更に尚1年の修学を施すこと、本年4月の医専生徒の募集を中止すると申し合せ。

従って、昭和22年は医専卒業生はなし。

3. 7 北海道帝国大学制度審議会発足。更に大学制度改正実行委員会組織さる。

3. 29 全国官公私立医専校長会議開催。B級(4月から廃校となるもの)6校、A級(大学昇格又は現在生徒の卒業まで存続)45校を決定。

B級は長崎医大附属医専、山梨県立医専、福岡県立医学歯学専門学校、秋田県立女子医専、高知県立女子医専、山梨県立女子医専。

道立女子医専は、A級と認められたが、医大昇格の申請を出し後、後述の如く6. 6第2期生の卒業を俟って廃校と決定。

B級校生徒の処遇は次の如くにきまった。

- 1) 試験の上、特設高校(廃校となるB級校の施設を利用)又は同程度の大学予科に入学。その際、現在存学する学年より1年下級の学年に入学せしめる。
- 2) B級校の現在生徒は、試験の上A級校に転入を許す。但し、現在の学年と同じ学年とされる。即ち原級に止められる。

文部省の指示した医大昇格規準は、以下の如くであった。

- 1) 校舎面積は、1学年の学生定員40名の場合

は1,600坪以上、80名の場合は2,000坪以上。講義室、各科の実習室、研究室、教授室、講堂、図書館、標本室等を有すること。

- 2) 附属医院は、1学年の学生定員40名の場合は210病床以上、80名以上の場合は300以上。外来患者は病床数とほぼ同数のこと。

- 3) 教授及び研究に必要な機械、器具、標本、図書等を完備し、顕微鏡は第1、第2学年の学生数と同数以上、解剖実習用屍体は1カ年第1学年生数の半数以上のこと。

- 4) 職員は教授17名以上、助教授17名以上、助手34名以上のこと。

- 5) 予算は、教授、研究及び職員の生活安定上、充分なる額を計上すること。

今から考えると、この規準はいかに敗戦後の窮乏時代とは言え、お粗末なものであった。

3. 31 教育基本法、学校教育法公布。

新学制は、六(小学校)・三(中等学校)・三(高等学校)・四(大学、但し医学は六)とされ、そのうち初めの六と三は義務制。

5. 3 日本国憲法施行。

5. 15~17 第2回医師国家試験実施(これが実質第1回の医師国試)。

昭和59年(1984)まで春秋2回実施。以後は年1回春期のみ)。

6. 6 文部省、官公私立医専校長を集め、A級医専(各大学附属医専及び既に昇格決定の6校を除く)官公私立21校のうち、昇格未定の庁立札幌女子医専を除く20校中、15校に予科の設置を認める。

既に昇格決定の医専は、以下の如くである。

大阪高等医専、久留米医専、兵庫県立医専、昭和医専、東京医専、順天堂医専

1校を除き私立であって、物資・食糧の欠乏甚だしかったあの時代に、よくもいち早く昇格を申請し、許可を勝ち取ったものと、その商魂のたくましさに唯々感嘆あるのみである。

その後、予科を設けた学校と、予科を設けずに一般から生徒を募集した学校があるらしい。この頃の学制については、筆者にも不明な点が多い。